

第4号議案-資料

長期会員制度の制定について

従来の会員制度(終身会員、年会費会員、学生会員)に加え、下記のとおり長期会員制度を新たに制定し、会費規定を改定したいのでご承認いただきたい。

1. 長期会員制度の追加

- ・ 従来の個人会員は、学生会員(学部、前期課程、後期課程)、年会費会員、終身会員であるが、これに長期会員を追加する。

2. 長期会員制度内容

- 長期会員は入会后 50 年間の期間限定の会員資格(在学中:学生会員、卒業・修了後:正会員)を有する。
- 長期会員の入会金は 3 万円とする。

3. 制度開始時期

- ・ 2025年1月以降入会申し込み者から適用
(2025度新入生用の入会案内は2025年1月に作成し、入学前に送付するため)

4. 長期会員制度制定の目的

- ・ 現在の入会勧誘は入学時が主体であるが、5万円の会費は高額との印象を与える。3万円に減額することにより、学生の入会増加を図り、工業会からの情報発信を多くの学生に届けたい。(会長のインタビュー記事などをできるだけ学生にも伝える機会を増加したい。)
- ・ 終身制度の場合、ご逝去の連絡などがない限り永久に会員である方が増え続け、将来工業会運営に支障がでる可能性がある。なんらかの方法で会員継続の確認を行える制度にする必要がある。(現在の終身会員、卒業後50年免除会員についても対応が必要であるが、次年度以降別途検討する。)

会費規定改定(案)

.....

会 費 規 定

平成28年4月1日

令和6年6月24日

一般社団法人 大阪大学工業会

- 第1条 定款第8条の会費は次の通りとする。
正会員の年会費は6,000円とする。
学生会員の年会費は3,000円とする。
- 第2条 終身会員の会費は50,000円とする。
長期会員の会費は30,000円とする。
終身会員は生涯、長期会員は入会后50年間、会員資格(在学中:学生会員、卒業・修了後:正会員)を有する。
- 第3条 賛助会員は年額とし、30,000円(法人)及び10,000円(個人)とする。
- 第4条 卒業後満50年を経た会員は、以降会費を免除する。
- 第5条 名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 第6条 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

付 則

学生会員の入会金および年会費等の納入方法は次の通りとする。

1. 工学部に入学した者は、4年分の学生年会費12,000円を一括納入する。
2. 大学院工学研究科前期課程に進学した者は、進学時に2年分の学生年会費6,000円を、また同後期課程に進学した者は、進学時に3年分の学生年会費9,000円を、それぞれ一括納入する。
他大学から大学院工学研究科前期課程または後期課程に入学した者は、入学時に上記の学生年会費を納入する。
3. 工学部または大学院工学研究科を期間短縮して進学または終了した者は、前納分を正会員の年会費に充当するものとする。
4. 学生会員は工学部または大学院工学研究科の卒業または終了と同時に正会員となる場合は、年会費または終身会員会費または長期会員会費を納入しなければならない。
5. 工学部または大学院工学研究科への入学時に終身会員会費50,000円または長期会員会費30,000円を納入した者は、在学中の学生年会費を免除され、卒業・修了と同時に終身正会員または長期正会員となることができる。
6. 長期会員は令和7年1月1日より適用する。

.....